

告 示

埼玉県告示第九百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(2) 当該店舗における市内産品の取扱いや地元雇用の拡大、地域イベントへの参加、商工団体への参画、市の観光への協力等、地域社会への貢献に努めること。

(3) 当該店舗の周辺道路は通学路になっていることから、児童生徒の交通安全対策については万全を期すこと。特に登下校時間帯は、交通整理員の配置箇所を増やす等の対応とともに、注意喚起の表示等を行い、事故防止に努められたい。また、児童生徒が店舗敷地内で遊んでいるときには、安全のため注意の声かけ等も配慮されたい。

二 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から平成二十九年九月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター